

事務連絡
令和2年6月22日

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
理事長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設調整担当課長

令和2年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援 事業の実施について

平素より、東京都の高齢者福祉・保健行政に、御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。
東京都においては、このたび、介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、
標記事業を実施することといたしましたので情報提供いたします。
なお、都の直接補助の対象となる広域型施設等に対しては、別添の事務連絡により、周知させていただきます。
今後とも、新型コロナウイルス感染症の対応には万全を尽くすとともに、都の取組に御協力賜りま
すよう、お願い申し上げます

記

1 補助対象事業

- (1) 簡易陰圧装置設置経費支援
ウイルスが外に漏れないようにするため、居室に陰圧装置を設置するとともに、簡易的なダクト工事等を行う事業
- (2) 換気設備の設置経費支援
居室ごとに窓がない場合等も、定期的に換気できるよう、換気設備の設置を行う事業

2 補助対象施設

①特別養護老人ホーム、②介護老人保健施設、③介護医療院、④介護療養型医療施設、⑤養護老人ホーム、⑥軽費老人ホーム、⑦有料老人ホーム、⑧サービス付き高齢者向け住宅、⑨短期入所生活介護事業所、⑩短期入所療養介護事業所、⑪認知症高齢者グループホーム、⑫小規模多機能型居宅介護事業所、⑬看護小規模多機能型居宅介護事業所、⑭生活支援ハウス

※ 定員30人以上の広域型施設等は都からの直接補助、定員29人以下の地域密着型施設等
は区市町村からの間接補助となります。

3 補助基準額・補助率（予定）

- (1) 簡易陰圧装置設置経費支援
簡易陰圧装置1台につき4,320千円（補助率10/10）
- (2) 換気設備設置経費支援
換気設備の設置に係る対象面積1m²につき4千円（補助率10/10）

【問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
有料老人ホーム担当 荒井 電話：03-5320-4296